

県民公園頼成の森  
管理運営業務仕様書

令和7年8月

富山県生活環境文化部自然保護課

# 県民公園頼成の森管理運営業務仕様書

県民公園頼成の森の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲は、富山県置県百年記念県民公園条例、その他関係法令等によるほか、この基準による。

## 1 対象となる公園施設の概要（別添案内図のとおり）

| 種 類      | 施 設 名                                |
|----------|--------------------------------------|
| 保全林ゾーン   | 管理道（5,000m）、遊歩道（13,400m）東屋、公衆トイレ     |
| 展示林ゾーン   | 第20回全国植樹祭会場跡地（お手植えスギ、記念植樹）           |
| 水生植物園ゾーン | 花しょうぶ観賞用木道、東屋、四季の広場、石の門下広場、公衆トイレ     |
| 広場ゾーン    | 入口広場、イベント広場、芝生広場、バーベキュー広場、運動広場、公衆トイレ |
| 森林科学館    | 学習体験コーナー、研修室、ホール、事務室                 |
| 遊戯施設     | ブランコ、すべり台、スプリング遊具、フィールドアスレチック        |
| 管理施設     | 駐車場、旧管理事務所、車庫、倉庫、簡易水道受水槽・高置水槽        |
| その他施設    | 花しょうぶ田、水生植物の植栽池、プランター                |

## 2 管理方針

### （1）施設管理

森林科学館（管理部門）、旧管理事務所、倉庫、車庫、広場、駐車場等の施設管理を適切に行う。

### （2）林間レクリエーション地区（展示林ゾーン、広場ゾーン、遊戯施設）管理

森林科学館の周辺とフィールドアスレチック広場及びバーベキュー広場を、子供達が自由に遊べるレクリエーションフィールドとして運営管理する。

### （3）自然観察区（保全林ゾーン、水生植物園ゾーン）管理

林内遊歩道や水生植物園を、自然観察、自然探勝、森林浴、探鳥会等の利用や花しょうぶ祭りの開催が適正に行われるよう管理する。

### （4）森林科学館

森林・林業の体験学習、研修の場と公園施設の紹介等、年間を通じた来園者の利用に供されるよう適切に管理を行う。

## 3 指定期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日（3年間）

## 4 法令等の遵守

管理にあたっては、本仕様書のほか、地方自治法その他の関係法令、公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例、富山県置県百年記念県民公園条例、富山県情報公開条例、富山県個人情報保護条例、協定書等を遵守すること。

なお、上記に規定する法令に改正があった場合は、改正された内容を仕様とする。

## 5 管理運営において取得した情報の取扱い

指定管理者は、個人情報の適切な管理のため必要な措置を講ずるとともに、施設の管理運営において知りえた秘密を他へ漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者がその職務を退いた後においても同様とする。

## 6 管理業務に従事するものに必要な知識技能

管理運営業務を実施するため、必要な有資格者、適正な職員の配置を行う。

職員の勤務体制は、施設の管理運営に支障がないように配慮するとともに、利用者の要望に応えられるものとする。

## 7 危機管理対応

### (1) 予防対策

自然災害、人為災害、事故等あらゆる緊急・非常・不測の事態に対しては、危機管理体制を構築しておくとともに、対応マニュアルを作成し、災害時の対応について随時訓練を実施する。また、消防署等からの指摘があった場合は、直ちに改善措置を講ずるものとする。

### (2) 災害対応

上記災害等の際には、遅滞なく適切な措置を講じたうえ、県をはじめ関係機関に連絡する。

### (3) 避難所等となった場合の運営協力

施設所在市町村が避難所等として使用する際には、避難所等の管理・運営に協力する。

## 8 役割分担・リスクの管理

| 項 目                               | 指定管理者 | 県      |
|-----------------------------------|-------|--------|
| 施設の包括的管理責任                        |       | ○      |
| 施設の通常の維持管理・運営                     | ○     |        |
| 施設内の設備・備品の維持管理                    | ○     |        |
| 施設の小規模な修繕（1件の修繕費が上限額未満）           | ○     |        |
| 施設の大規模な修繕（1件の修繕費が上限額以上）（※1）・備品の購入 |       | ○      |
| 施設に係る各種保険への加入（※2）                 | △     | △      |
| 物価変動に伴う経費の増加（※3）                  | ○     |        |
| 不可抗力に伴う経費の増加や事業履行不能性（※4）          | △     | △      |
| 施設の管理瑕疵に伴う損害賠償                    | ○     |        |
| 施設の設置瑕疵に伴う損害賠償（※5）                |       | ○      |
| 災害時対応（連絡体制確保、応急措置、報告等）            | ○     | ○（指示等） |

（※1）1件の修繕費が上限額以上の修繕であっても、安全管理上緊急を要するものなど（災害時の復旧等）については、指定管理者及び県で協議のうえ、指定管理者において実施する場合があります。この場合、修繕に要する経費は県で別途負担する。

（※2）施設の火災保険は県で加入する。指定管理者において加入する必要があるものについては、その内容を仕様書において示す。

（※3）施設運営に重大な影響を与えるような物価変動があった場合は、指定管理者及び県で協議

して決定する。

(※4) 天災、人災等の大規模災害その他県または指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的または人為的な現象のうち通常の見込み可能な範囲外のものが発生した場合は、指定管理者及び県で協議して決定するものとする。

(※5) 指定管理者が加入する保険で対応できる場合は、保険での対応を優先します。

## 9 業務の内容

### (1) 施設運営

#### ① 体制

公園の管理運営に係る業務の適切な遂行並びに総合的な把握及び調整を行うため、次の職員を配置することとし、開園時にはこれらの職員のうち最低1名以上が常駐しなければならないものとする。

また、管理運営のための組織体制を保持し、職員の育成及び運営に必要な研修を実施すること。

ア 総括責任者 1名

イ 副責任者 1名以上

#### ② 森林科学館の休館日と利用時間

##### ア 休館日

(ア) 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という）に当たる場合を除く。）

(イ) 休日の翌日（その日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近いこれらの日以外の日。）

(ウ) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

##### イ 開館時間

午前9時から午後5時まで

#### ③ 森林科学館の運営業務

窓口及び事務室は、常に利用者にかかれたものとし、以下の業務を行う。

##### ア 公園利用者の接遇

##### イ 研修室の管理

研修室は、頼成の森が主催する『イベント』で利用する以外は、希望者に無料で貸して施設の活用を図る。

##### ウ ホール及び展示室の管理

(ア) 展示室で森林についての学習と資料の配布

(イ) 入館者による研修室の活用

(ウ) 休憩の場としての提供

##### エ バーベキューの利用受付・利用指導・後片付け業務

##### オ 県内自治体・団体等への利用促進活動

##### カ 花しょうぶ祭りへの協力

指定管理者は、頼成の森花しょうぶ祭り実行委員会の委員及び事務局員となって、「頼成の森花しょうぶ祭り」の開催（準備、運営、広報等）に協力する。

##### キ 県民やボランティア等との協働事業の推進

- (ア) フォレストリーダー、森林インストラクター等のイベントに関する場所の提供
- (イ) 森林ボランティア団体の除伐・間伐に関する場所の提供
- (ウ) ナチュラリスト、バードマスターの森林浴、探鳥会に関する場所の提供
- (エ) 年3回（ゴールデンウィーク、夏休み、秋）自然に親しむための定例事業を実施する。

ク 自主事業の推進

- (ア) 利用者サービス向上に寄与するイベント等を積極的に実施する。
- (イ) 利用者や地域住民のニーズ把握と公平な運営に留意する。

ケ 公園に関する要望及び苦情の処理

- コ 富山県置県百年記念県民公園条例第7条による行為の制限
- サ 富山県置県百年記念県民公園条例第10条による利用の禁止又は制限
- シ 地元自治体との連絡調整

ス 生活環境文化部自然保護課への業務報告及び連絡調整

- (ア) 管理日誌の作成と定期的な報告
- (イ) 苦情処理対応や要望処理状況の記録と報告

セ 事故等、緊急時の対応

公園内で急病人やけが人、犯罪等が発生した場合の関係部署への速やかな通報及び生活環境文化部自然保護課への事故報告

ソ 災害対応

- (ア) 集中豪雨、台風、強風、大雨等の警報発令時等における警戒配備態勢の設置、及び被害状況報告と応急措置
- (イ) 大雪警報発令時等における警戒配備態勢の設置及び被害状況報告と除雪作業の実施
- (ウ) 震災時における非常配備態勢の設置、職員の参集、施設点検、状況報告及び応急措置等への全面的協力

タ 警備

- (ア) 管理所（森林科学館）の防犯警備  
森林科学館に設置されている警備機器の関係から富山県総合警備保障株式会社と随意契約し、開館日は午後5時から翌日午前9時、閉館日（火曜日・指定休日）は午前9時から翌日午前9時を警備基準時間として警備を行う。
- (イ) 花しょうぶ祭りの交通警備  
祭り期間中、公園の入口・出口や駐車場等の自動車や歩行者に対する交通整理及び案内・指導業務を委託して実施する。

(2) 公園維持管理業務

① 施設管理業務

ア 留意事項

- (ア) 安全面、衛生面、機能面の確保がなされるよう適切な管理を行う。
- (イ) 日常及び定期的な施設の点検と補修、清掃等の保守管理を行う。

イ 管理の基準の概要

- (ア) 森林科学館清掃

| 清掃箇所 | 面積等                  | 清掃頻度<br>(標準回数) | 清掃作業内容                  |
|------|----------------------|----------------|-------------------------|
| 日常業務 | 361.0 m <sup>2</sup> | 週3回            | ・床や玄関、建物の周りの清掃。机、テーブルを拭 |

|         |                      |     |   |
|---------|----------------------|-----|---|
|         |                      |     | き取る。  |
| トイレ     | 3箇所                  | 週3回 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛生器具（便器、手洗い器等）は、洗剤をつけたスポンジ類で汚れを取り除き、臭気が残らないようにする。</li> <li>・水洗い後は、水気を残さないように拭き取る。</li> </ul>  |
| 床ワックス   | 321.0 m <sup>2</sup> | 年1回 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・移動できる什器類は移動してワックスがけを行う。ワックスがけに先立ち電気掃除機を使用し塵を除去する。</li> <li>・ポリッシャーを使用し、良質の洗剤で汚れを清掃する。</li> <li>・モップ及びスクイーピング等で洗浄污水を除去し、洗剤や汚れを完全に水拭きし、床の隅、什器類の台や脚部に水分を残さないようにする。</li> <li>・床面が乾いてからワックスを塗り、乾燥確認後ポリッシャー研磨をする。</li> <li>・壁や什器類に付着した污水やワックスは、速やかに拭き取る。</li> </ul> |
| 木レンガ    | 13.5 m <sup>2</sup>  | 年1回 | 清掃機等による塵の吸い取り後、水洗浄仕上とする。  |
| 窓ガラス    | 77.8 m <sup>2</sup>  | 年1回 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・窓枠、敷居等のゴミや汚れをブラシ等で除去し、水拭きをする。</li> <li>・ガラスは、両面とも洗剤を使用し、きれいに汚れを落とす。</li> </ul>  |
| ブラインド   |                      | 年1回 | ブラインドを取り外し、洗剤等で汚れを落とし、乾布で拭き上げる。   |
| 照明器具Ⅰ   | 2種類・36本              | 年1回 | 照明器具は、取り外し、洗剤等で汚れを落とし、乾布で拭き取る。  |
| 照明器具Ⅱ   | 1種類・3本<br>(トイレ室)     | 年1回 | カバーをはずして灯具全体とカバーを清掃する。  |
| ルームクーラー | 1種類・2基               | 年1回 | カバーをはずしてカバーとフィルターを清掃する。   |
| 換気扇     | 4種類・10基              | 年1回 | 取り外し、洗剤等で汚れを落とし、乾布で拭き取る。  |

(イ) 旧管理事務所

| 清掃箇所 | 面積等                 | 清掃頻度<br>(標準回数) | 清掃作業内容                      |
|------|---------------------|----------------|-----------------------------|
| 日常業務 | 84.8 m <sup>2</sup> | 週3回            | ・床や玄関、建物の周りの清掃。机、テーブルを拭き取る。 |

|      |  |       |  |
|------|--|-------|--|
| 窓ガラス |  | 年 1 回 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・窓枠、敷居等のゴミや汚れをブラシ等で除去し、水拭きをする。</li> <li>・ガラスは、両面とも洗剤を使用し、きれいに汚れを落とす。</li> </ul> |
|------|--|-------|--|

(ウ) 車庫 3 棟

| 清掃箇所 | 面積等 | 清掃頻度<br>(標準回数) | 清掃作業内容                  |
|------|-----|----------------|-------------------------|
| 床    |     | 週 1 回          | 車庫内は、掃き清掃を行い、ゴミ、泥を除去する。 |

(エ) 花しょうぶ祭り資材倉庫・簡易更衣棟 2 棟

| 清掃箇所 | 面積等                 | 清掃頻度<br>(標準回数) | 清掃作業内容                      |
|------|---------------------|----------------|-----------------------------|
| 床    | 54.6 m <sup>2</sup> | 年 1 回          | 物置内は、掃き清掃を行い、ゴミを除去し、水拭きを行う。 |

(オ) 東屋等休憩所 11 棟

| 清掃箇所 | 面積等 | 清掃頻度<br>(標準回数) | 清掃作業内容                       |
|------|-----|----------------|------------------------------|
| 床    |     | 必要に応じて         | ・休憩所の床のゴミを除去し、テーブルの上の水拭きを行う。 |

(カ) 園内トイレ清掃

| 清掃箇所         | 面積等                | 清掃頻度<br>(標準回数) | 清掃作業内容   |
|--------------|--------------------|----------------|--|
| 日常業務         | 187 m <sup>2</sup> |                | ・作業中は、「清掃中」等の表示を行うなど、利用者の利便性に配慮し、用具入れや倉庫等は常に整理整頓する。  |
| トイレ<br>(通常)  | 6 棟                | 週 3 回          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本作業は床、衛生器具の清掃とクモの巣の除去とする。</li> <li>・衛生器具（便器、手洗い器等）は、洗剤をつけたスポンジ類で汚れを取り除き、臭気が残らないようにする。水洗い後は、水気を残さないように拭き取る。</li> <li>・床は、塵を除去した後、洗剤を使用してデッキブラシで磨き、汚れを十分に落としてから水洗いする。水洗い後は、水気を残さぬように拭き取る。</li> <li>・鏡はくもりのないよう磨き上げ、棚の汚れは十分に落とす。</li> <li>・トイレットペーパーを点検の上、ホルダー内には常時ペーパーがあるようにする。</li> </ul> |
| トイレ<br>(大掃除) | 6 棟                | 年 2 回          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本作業は壁、天井まで含む。</li> <li>・床、衛生器具の清掃は、トイレ清掃（通常）の作</li> </ul>  |

|  |  |  |   |
|--|--|--|---|
|  |  |  | 業を行う。<br>・壁面及びドア、窓ガラス等は、洗剤で汚れを除去し、拭き取る。<br>・天井は、はたきがけで汚れやクモの巣を取り清潔にする。<br>・照明器具は、洗剤等で汚れを落とし、乾布で拭き取る。通電部材等への水気がまわらぬよう十分注意する。カバー付きはカバーをはずして灯具全体とカバーを清掃する。 |
|--|--|--|---|

(キ) 園内・管理道・遊歩道の清掃、草刈り

| 作業箇所                    | 面積等  | 作業頻度<br>(標準回数) | 作業内容   |
|-------------------------|--|----------------|--|
| 園内<br>(林内、池の水面除く)       | 6,900 m <sup>2</sup>                       | 年3回            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・L型溝や雨水枒中に溜ったゴミや土砂等は取り除く。</li> <li>・ゴミの収集は、所定の分別を行い、指定箇所に集積し、風やカラス等による散乱を防ぐ。</li> </ul> |
| 管理道<br>遊歩道              | 8,959m<br>13,248m                          | 年3回            | 同上   |
| 園内<br>(林内、池の水面除く)       | 5,660 m <sup>2</sup>                       | 年2回            | 草刈   |
| 管理道                     | 22,397 m <sup>2</sup>                      | 年3回            | 草刈 (山側 1.5m、路肩 1.0m)   |
| 遊歩道                     | 19,872 m <sup>2</sup>                      | 年1回            | 草刈 (1.5m幅)   |
| イベント広場<br>運動広場<br>トイレ周辺 | 2,300 m <sup>2</sup><br>400 m <sup>2</sup> | 年3回            | 草刈り  |
| 第2、4駐<br>車場周辺           | 720 m <sup>2</sup>                         | 年2回            | 草刈り  |

(ク) 簡易水道受水槽及び高置水槽保守 …… 各1基

a 一般事項

飲料水用の受水槽の保守管理は、水道法並びに水道法施行規則及び水質基準に関する省令等、その他富山県条例に定めるところによる。

b 水槽の清掃 …… 受水槽 (20 t)・高置水槽 (180 t)、年1回

清掃順序は、①受水槽、②高置水槽の順とする。

| 作業箇所 | 容量  | 作業頻度<br>(標準回数) | 作業内容  |
|------|-----|----------------|---|
| 受水槽  | 20t | 年1回            | a 元栓を閉め、既設の揚水ポンプ及び持ち出しポンプにて排出する。<br>b 排水完了と共に換気ファン、槽内照明器具(防水型ランプ) |

|                 |             |     |   |
|-----------------|-------------|-----|---|
|                 |             |     | <p>取り付け終了後に入槽し、汚れの程度、附属機器の点検をし写真撮影をする。</p> <p>c 水中ポンプを引き上げ、汚水排出用専用器具ハイドローを投入し、又槽内高圧洗浄機のホース（ノズル取り付け済み）を槽内に入れる。</p> <p>d 第1回洗浄；高圧洗浄機により槽内全面を洗浄し、汚水を完全排水し、附属機器の手入れ、鉄梯子の錆び落としを行い槽内の異物を外部へ排出する。</p> <p>e 第2回洗浄；第1回洗浄同様全面を高圧洗浄し完全排水する。</p> <p>f 第1回消毒；次亜塩素酸ソーダ溶液（50～100PPM）を槽内全面に噴射する。約20分間放置後、清水にて洗浄を行い完全排水する。</p> <p>g 第2回消毒；次亜塩素酸ソーダ溶液（50～100PPM）で前回同様実施する。約30分間放置後、清水にて洗浄を行い完全排水する。</p> <p>h 槽内の機器類の置き忘れを確認し、写真撮影をする。</p> <p>i 最終消毒後は、入槽を禁止する。</p> <p>j 元栓を開いて張水を開始、各機器の作動漏水の点検確認をする。</p> <p>k 貯水槽周辺の清掃及び異物侵入防止処置の点検を行い、不備不良箇所を発見した場合には、県へ報告するとともに改善の意見を具申する。</p> |
| 高置水槽            | 180t        | 年1回 | 上記に準拠して実施する。  |
| 水槽清掃後の水質検査と定期検査 | 20t<br>180t | 年1回 | 水槽の水張り終了後、末端給水栓の水について、「水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）」による水質検査及び残留塩素の測定を行う。  |

(ケ) 飲料水の水質管理

| 作業頻度<br>(標準回数) | 作業内容  |
|----------------|---|
| 通年             | <ul style="list-style-type: none"> <li>給水する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、又、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知する。</li> </ul>   |
| 1年以内ごとに1回      | <ul style="list-style-type: none"> <li>水道法施行規則第4章 簡易専用水道第55条、第56条を遵守すること。</li> <li>法第34条の2第1項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 水槽の清掃を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。</li> <li>(2) 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な処置を講ずること。</li> <li>(3) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する</li> </ul> </li> </ul> |

|  |   |
|--|---|
|  | <p>水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令の表の中欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。</p> <p>(4) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。</p> <p>・法第34条の2第2項の規定による検査は、1年以内ごとに1回とする。</p> |
|--|---|

(コ) 公衆トイレ浄化槽保守管理

| トイレ番号 | 設置場所            | 保守契約対象機器                | 保守作業内容   |
|-------|-----------------|-------------------------|--|
| No. 3 | 第2駐車場           | 新構造(出雲式)分離接触ばっ気方式 35人槽  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各装置の保守点検 年6回</li> <li>・消毒剤の補充 年6回</li> <li>・抜き取り清掃及びBOD水質検査 年1回</li> <li>・11条検査 年1回</li> </ul> |
| No. 4 | 管理車道<br>ヒヨドリ線沿い | 新構造(フジヨシ)分離接触ばっ気方式 80人槽 |  |
| No. 5 | 水生植物園南端         | 新構造(北研)分離接触ばっ気方式 70人槽   |  |
| No. 6 | 水生植物園<br>石の門周辺  | 嫌気ろ床担体流動方式 64人槽         |  |

(サ) 水路・U字溝・柵清掃

| 清掃箇所           | 全長            | 清掃頻度<br>(標準回数) | 清掃作業内容                         |
|----------------|---------------|----------------|--------------------------------|
| 水路             | 底張水路 1,148m   | 年3回            | 側溝・集水柵等の性能を回復するため、溜った土砂等を除去する。 |
|                | 素掘水路 24m      |                |                                |
| コンクリート<br>二次製品 | U字溝 857m      | 年2回            | 同上                             |
|                | ベンチフリューム 444m |                |                                |

(シ) 遊具の点検(吊り橋、ネット、ブランコ、滑り台など)

| 点検箇所   | 点検頻度<br>(標準回数) | 点検作業内容              |
|--|----------------|---------------------|
| 吊り橋、二連ネット渡り、やぐら滑り台、丸太ステップ、ランダム丸太渡り、丸太階段、スプリング遊具、クライミングツリー、平均台、ロープ登り、二連ブランコ | 年3回            | ・木製部分に損傷が有る場合は修繕する。 |

(ス) その他の点検、補修

| 点検箇所      | 点検頻度<br>(標準回数) | 点検作業内容              |
|-----------|----------------|---------------------|
| 花しょうぶ田の木道 | 年2回            | 木道、階段に損傷が有る場合は修繕する。 |

|               |     |  |
|---------------|-----|--|
| 遊歩道の階段        |     |  |
| 園内の看板         | 年2回 | 木製部分に損傷が有る場合は修繕する。                                   |
| 管理道           | 年2回 | 損傷があれば、管理道の路面や路肩の修繕をする。                              |
| 管理道・遊歩道<br>沿い |     | ・保安柵等に損傷があれば、修繕を行う。<br>・危険物（枝折れ・風倒木やスズメバチ等の巣）の除去を行う。 |
| 作業用機械         | 随時  | 機械の使用前後に、点検、補修及び整備を行う。                               |

(セ) 廃棄物処理

| 点検箇所             | 点検頻度<br>(標準回数) | 点検作業内容  |
|------------------|----------------|---|
| 一般廃棄物及び<br>不燃廃棄物 | 必要に応じて         | ・園内で回収した不法投棄物と公園で発生した一般廃棄物及び不燃廃棄物を指定集積場から園外に搬出し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等関係諸規定に準じて適正に処理する。<br>・不燃廃棄物は、県内の適正な中間処理施設及び最終処分場等に搬入し処理する。 |
| 資源廃棄物            | 必要に応じて         | 空き缶、空き瓶等の資源廃棄物の処理に当たっては、リサイクルを行い、資源の再生化を行う。   |

※ ①施設管理業務 (ア) から (ケ) 及び (サ) から (セ) の各表について

- ・ (ア) から (カ) 及び (サ) の「清掃頻度」、(キ) から (ケ) の「作業頻度」並びに (シ) から (セ) の「点検頻度」は、標準的な回数を示している。
- ・ 「清掃頻度」、「作業頻度」及び「点検頻度」を基準として、常に良好な状態が維持できるように、状況を見ながら、必要な措置を講ずるなど、適切に管理すること。

② 植物管理業務

ア 留意事項

(ア) 各植栽地の管理にあたっては、来園者の公園利用と安全を確保しつつ、植物の特性を理解するとともに、当該管理作業の目的及び当該作業が対象植物の生育に及ぼす影響を十分に理解し、細心の注意と愛情を持って作業を行い、その目的を達するよう努めなければならない。

病虫害防除や施肥の実施、花木等は開花期や剪定時期に注意する等、最も適切な時期や方法を選び管理する。

(イ) 危険防止のため、枯損木や枯れ枝の早期発見と除去を行う。

イ 管理の基準の概要

(ア) 花しょうぶ栽培管理（水生植物園面積 6.0 ha 内の田面積 6,515 m<sup>2</sup>+3,031 m<sup>2</sup>）

| 作業名 | 面積等               | 作業頻度<br>(標準回数) | 備考 |
|-----|-------------------|----------------|----|
| 草刈り | 花しょうぶ田の<br>畦畔、管理道 | 年2回            |    |

|                    |  |       |  |            |                 |
|--------------------|--|-------|--|------------|-----------------|
|                    | 12,660 m <sup>2</sup><br>法面箇所<br>17,768 m <sup>2</sup> |       |  |            |                 |
| 除草<br>(植え込み<br>箇所) | 9,546 m <sup>2</sup>                                   | 年 4 回 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・雑草は、肥料の吸収、花しょうぶの株間の通風・採光を害し、花しょうぶの適正な生育を妨げるため、生育期間中概ね2ヶ月間隔で、次の4回の除草を行うものとする。<br/>第1回 4月上旬<br/>第2回 5月下旬<br/>第3回 7月上旬<br/>第4回 9月上旬</li> <li>・花しょうぶ以外の植物は、特別の指示あるもの以外を除草し、それら雑草を花しょうぶ田から指示された場所に移動・集積する。</li> <li>・除草中は、花しょうぶの葉折れ、花蕾折れに十分注意すること。</li> </ul>             |            |                 |
| 施肥                 | 9,546 m <sup>2</sup>                                   | 年 3 回 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施肥は、花しょうぶの生育を促すために重要な管理作業の一つであるが、施肥の時期と量を誤らないことが重要である。</li> <li>・時期は、萌芽期から茎葉伸長期の芽出し肥として4月初旬に、お礼肥として7月下旬（株分け苗は分けつ期肥として8月中旬）に、栄養充実期肥として9～10月の1回、計3回とする。</li> <li>・肥料は油かすと化成肥料を1：1の割合で混合したものを準備し、除草作業をした後に施肥する。</li> <li>・施肥にあたっては直接株元にかからないよう細心の注意を払うものとする。</li> </ul> |            |                 |
| 花殻取り               | 9,546 m <sup>2</sup>                                   | 年 4 回 | 2番・3番目の花を美しく見せるために、枯れた花殻を摘み取って処理する。  |            |                 |
| 果実取り               | 9,546 m <sup>2</sup>                                   | 年 1 回 | 花茎を根元から切り取る。   |            |                 |
| 病害虫防除              | 9,546 m <sup>2</sup>                                   | 年 4 回 | アヤマキバガや黄縮病など花しょうぶ特有のものをはじめとして各種の病害虫が発生するが、下記の時期と薬剤を参考として適時適切に防除する。   |            |                 |
|                    |  |       | 時期   | 病害         | 害虫              |
|                    |  |       | 4月   | 黄縮病 リゾクトニア | アヤマキバガ ショウブオオトリ |
|                    |  |       | 6月   | サビ病        | ショウブオオトリ        |
|                    |  |       | 7月   | 白絹病        | アヤマキバガ          |
| 10月                |  | 越冬メイ虫 |  |            |                 |

|               |                      |       | 病害   | 害虫   |   |
|---------------|----------------------|-------|--|--|---|
|               |                      |       | 薬剤   | マンネブ <sup>®</sup> ダイセン(400<br>～600倍)<br>ダイセンステンレス<br>(1,000倍)・花<br>時 | カルトラン粒剤<br>ダイゾ <sup>®</sup> ン粒剤<br>カルホス乳剤(1,000倍) |
|               |                      |       | なお、薬剤を散布する前には必ず添付されている説明書等をよく読み、個々の薬剤の特性、使用方法、注意事項を十分に理解して防除する。  |  |   |
| 株分け<br>(植え替え) | 9,546 m <sup>2</sup> | 4年に1回 | <ul style="list-style-type: none"> <li>株分けは、株の老化を防ぐため、4～5年間隔で計画的に行う必要がある。<br/>株分け作業は開花直後のなるべく早い時期に行うことが肝要で、活着を良くするため以下の事項を厳守する。</li> <li>6月下旬～7月上旬を中心に、集中的に株分け・植付け作業を行う。7月中旬までに作業を終えることが望ましいが、諸事情によりやむを得ない場合は、暑い夏期を避け10月中旬までに大割した堅強な苗を速やかに植えつけること。</li> <li>株分け用の苗については、掘り上げ後、日陰に置き随時株元に水をかける等、株分け苗の活着を良くするための適切な管理を行うこと。<br/>植えつけ後、株分け苗が根づくまでは畦間の水が切れないよう灌漑に努めること。</li> </ul> |  |   |
| 土壌改良          | 9,546 m <sup>2</sup> | 株分け時に | 花しょうぶ田の土壌が、グライ化作用によって青粘土層となることを防止し、併せて忌地現象の対策として、田の耕起時に平均厚 7.5cm 程度の良質の山砂を客土する。  |  |   |
| 葉刈り           | 9,546 m <sup>2</sup> | 年1回   | <ul style="list-style-type: none"> <li>枯れ葉の放任は、病虫害の越冬場所となるばかりでなく、春の萌芽時に新芽の伸長を妨げるおそれがあるので、葉刈りする必要がある。時期は葉が黄ばんだ11月中旬で、なるべく枯れ葉が地面に倒れないうちに地際から2～3cm 残して刈り取る。</li> <li>刈り取った葉は、指示された場所に移動・集積すること。</li> </ul>  |  |   |

(イ) 水生植物 (スイレン等) の栽培管理 (2,069 m<sup>2</sup>)

| 作業名 | 面積等       | 作業頻度<br>(標準回数)  | 備 考   |
|-----|-----------|-----------------|---|
| 池清掃 | 6 箇所<br>外 | 年 1 回           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・水面のゴミや水中のゴミを、網等を使用して集めること。</li> <li>・集めたゴミは、分別して指定場所に集積する。</li> <li>・堆積土砂を平均 5 cm 程度、浚渫（浚渫土砂は指定場所に運搬）する。</li> </ul> |
|     |           | 10 年に 1 回<br>程度 | 堆積土砂を平均 30cm 程度浚渫する。  |

(ウ) 森林の樹林管理

a 展示林の管理

| 作業名        | 面積等   | 作業頻度<br>(標準回数) | 備 考   |
|------------|-------|----------------|---|
| 下草刈り       | 5.0ha | 年 1 回          | 草刈り機で雑草や葛を丁寧に刈り取り、林内に刈放しにする。  |
| 間伐及び<br>除伐 | 5.0ha | 適期             | 間伐が必要な杉の林分では、計画的に間伐を実施する。<br>また、灌木や損傷木等の除伐を実施する。<br>伐倒した材は、玉切りし個々に集積する。 |

b 保全林の管理 …… 対象 100.0ha

| 作業名     | 面積等   | 作業頻度<br>(標準回数) | 備 考  |
|---------|-------|----------------|--|
| 除伐      | 100ha | 適期             | 林内には見通しの悪い個所も残っているので、入園者の不安とならない様に灌木や損傷木等の除伐を行う。 |
| 枯損木伐倒処理 | 100ha | 適期             | 遊歩道沿いの危険な枯損木等について伐倒し、玉切り等により安定した状態で自然還元を図る。      |
| 風倒木処理   | 100ha | 適期             |  |

(エ) その他の植栽地管理

| 作業名 | 面積等                      | 作業頻度<br>(標準回数) | 備 考   |
|-----|--------------------------|----------------|---|
| 草刈り | 軍艦島、第 1<br>駐車場・展示<br>林周辺 | 年 2 回          | 草刈り機（肩掛式）で根際から 1 cm 以下で刈り込んで、発生材は所定箇所に集積する。 |

|       |                           |  |  |
|-------|---------------------------|--|--|
| 雪吊り   | 3本                        |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・樹種 アカマツ</li> <li>・枝に積もった積雪によって枝抜けや枝折れが予測される樹木では、支柱を立て、頂点から藁縄を垂らし、各枝を釣り下げる様に結束する芯木吊りを行う。</li> </ul>   |
| 雪囲い   | 添竹絞り<br>竹囲い<br>棚囲い<br>竹挟み |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・樹種<br/>ツバキ、サザンカ、ドウダンツツジ、ツツジ類、ツゲ、イヌツゲ、アジサイ</li> <li>・積雪によって樹形が潰れて、融雪後の春に自然復帰しない次の灌木類には雪囲いを実施する。</li> <li>・雪囲い等の撤去した資材は、竹・丸太・杭に付着している泥等を除き設置場所に整理、保管する。</li> </ul> |
| プランター | 15個                       |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・プランター管理として雑草の抜き取りと灌水や施肥を行う。</li> </ul>   |

(オ) 芝生の管理

a 留意事項

- ・ 常に作業の安全に留意して現場管理を行い、事故の防止に努めること。
- ・ 作業内容により、作業エリアに作業関係者以外の立入を禁止する必要がある場合には、監視員を配置し、ロープ等により囲うと共に、作業内容を記載した注意標示を掲載すること。
- ・ 特に公園利用者の安全に注意して作業すること。
- ・ 資材の搬入は、原則としてその日の使用量のみとし、園内に放置しないこと。
- ・ 燃料等の危険物等は、入園者の目の届かないところに置き適正な管理を徹底すること。

b 作業内容

| 作業名  | 面積等                                     | 作業頻度<br>(標準回数)               | 備 考  |
|------|---|------------------------------|--|
| 刈り込み | 入口広場・<br>第一芝生広場<br>4,145 m <sup>2</sup> | ロータリー<br>モア・肩掛<br>式併用 3<br>回 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・芝生の生育状況を勘案のうえ、刈り込み時期及び刈り込み高さを決定すること。</li> <li>・芝生地内にある樹木、草花、施設等を損傷しないように注意し、刈りむら、刈り過ぎ、刈り残</li> </ul> |

|  |  |                                |   |
|--|--|--------------------------------|---|
|  | 水生植物園内<br>芝生広場<br>3,232 m <sup>2</sup> | ロータリー<br>モア・肩掛<br>式 併 用<br>2 回 | しのないように均一に刈り込むこと。<br>・刈り取った芝生は速やかに処理するとともに、<br>刈り跡は奇麗に清掃すること。<br>・作業中移動させた構造物がある場合は、終了後、<br>速やかに元に戻すこと。 |
|--|--|--------------------------------|---|

※ ②植物管理業務（ア）から（オ）の各表について

- ・（ア）から（オ）の「作業頻度」は、標準的な回数を示している。
- ・（ア）から（オ）の「備考」は、一般的な方法及び対象樹種を示している。
- ・「作業頻度」及び「備考」を基準として、常に良好な状態が維持できるように、状況を見ながら、必要な措置を講ずるなど、適切に管理すること。

## 10 その他

### （1）火災保険

建築物に対する火災共済保険には、県が加入する。

### （2）施設賠償保険

施設に係る保険については、下記以上の施設賠償責任保険に加入すること。

（保険金額） 対人賠償 1名 40,000 千円 1事故 200,000 千円

### （3）その他

本仕様書に記載のない事項については、県と指定管理者で協議・調整を行うこと。

## 備 品 一 覧 表

(令和7年3月31日現在)

| 類別<br>番号 | 品<br>目<br>番号 | 連番                | 品 名        | 規格                   | 取得年月日     | 数<br>量 | 単価(円)     | 金額 (円)    |
|----------|--------------|-------------------|------------|----------------------|-----------|--------|-----------|-----------|
| 01       | 15           | 0003<br>～<br>0008 | 工作台        |                      | H3/04/23  | 6      | 158,105   | 948,630   |
| 06       | 14           | 0012              | 展示設備       |                      | H13/03/19 | 1      | 1,050,000 | 1,050,000 |
| 07       | 19           | 0002              | デジタルディスプレイ | SHARP<br>PN-L652B    | R5/02/06  | 1      | 626,670   | 626,670   |
| 11       | 01           | 0008              | ルームクーラー    | RUSA08033JMU         | R3/10/11  | 2      | 608,300   | 1,216,600 |
| 11       | 03           | 0014              | ペレットストーブ   | 日網設計製<br>NS(T)型      | H26/01/29 | 1      | 559,440   | 559,440   |
| 11       | 10           | 0003              | 換気扇        | VFE250FP             | R3/10/11  | 3      | 143,000   | 429,000   |
| 13       | 09           | 0001              | 動力噴霧器      | MS171EMK             | H11/10/13 | 1      | 166,425   | 166,425   |
| 14       | 20           | 0009              | 自動体外式除細動器  | フクダ電子 AED<br>ハートスタート | H29/07/19 | 1      | 297,000   | 297,000   |
| 18       | 08           | 0001              | 糸ノコ盤       | SJ660                | H13/03/31 | 1      | 105,000   | 105,000   |
| 20       | 46           | 0001              | 小型耕耘機      | ヤマダカボチDK-7           | H8/10/14  | 1      | 301,790   | 301,790   |
| 22       | 01           | 0005              | 乗用自動車      | マーチ                  | H11/08/03 | 1      | 924,000   | 924,000   |
| 22       | 02           | 0003              | 貨物自動車      | 日産ダットサン              | H4/10/28  | 1      | 1,853,950 | 1,853,950 |
| 22       | 01           | 0006              | 監視パトロール車   | 日産エクストレイル            | H25/08/30 | 1      | 1,942,500 | 1,942,500 |